⑱地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの（⑳及び㉒を除く。）			
⑲第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの			
⑳第一種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの			
㉑第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの			
㉒第二種特定地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの			
㉓バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備			
㉔森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（㉕及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの			
㉕森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（㉖及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット以上のもの			
㉖木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（㉗から㉙まで及び㉚並びに一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二万キロワット未満のもの			
㉗木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（㉘から㉚まで及び㉛並びに一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二万キロワット以上のもの			

㉘建設資材廃棄物を電気に変換する設備（㉙及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
㉙一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電気に変換する設備であって㉓から㉘まで及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
㉚旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４８円のもの（注４）		
㉛旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４２円のもの（注４）		
㉜旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４０円のもの（注４）		
㉝旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３９円のもの（注４）		
㉞旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３４円のもの（注４）		
㉟旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３２円のもの（注４）		
㊱旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２４円のもの（注４）		
㊲旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２０円のもの（注４）		
３．前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の合計額（円）（注５）		

（注１）前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から１２月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。

（注２）前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から１２月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の設備の区分等（表①～㊲）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。

なお、同じ再生可能エネルギーの設備の区分等であっても、導入年度により調達価格が分かれている場合、その調達価格毎に表を作成すること。

（注３）「施行規則」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）をいう。

（注４）「旧特例太陽光発電設備」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する同条第１項の太陽光発電設備をいう。）附則第６条第２項に規定する特例太陽光発電に係る同条第１項の太陽光発電設備（以下「旧法」という。）

（注５）前年度に当該電気事業者が費用負担調整機関から法第２８条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

備考

・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。